

## 平成28年度 第2回 大和郡山市自治基本条例検証委員会

### ① 開催日時

平成28年11月2日（水） 午後2時00分～午後3時00分

### ② 開催場所

大和郡山市役所 2階 200会議室

### ③ 出席者

伊藤忠通委員長、植村俊博委員、白井輝幸委員、飯島敬子委員、亀岡静代委員、  
住田明秀委員、浅井眞智子委員、吉村安伸委員

以上8名

（欠席）嘉幡敬司委員

事務局3名

### ④ 次第

1. 開会
2. 大和郡山市自治基本条例 答申書（案）について
3. その他
4. 閉会

### ⑥ 議事

○事務局 それでは、これより平成28年度第2回大和郡山市自治基本条例検証委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは早速でございますが、要綱第6条第2項の規程に基づき、A委員長に議事の進行をお任せいたします。委員長よろしく願いいたします。

○A委員長 皆さん、改めましてこんにちは。本日も御協力よろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って審議を進めてまいりたいと思います。次第2の大和郡山市自治基本条例答申書（案）について、事前に事務局から委員の皆様へ資料が届

いているかと思いますが、事務局から説明をお願いします。

○事務局 まず、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。資料1が本委員会の委員名簿、次に資料2が事前にお送りさせていただきましたものと同じものでございますが答申書（案）となっております。この資料2、答申書（案）について、御説明させていただきます。

まず、最初が本委員会委員長から市長への送付文となっております。次が答申書（案）の表紙であり、その次から答申書の本文が始まります。

まず、「1. はじめに」で、自治基本条例の概要を説明し、本委員会で自治基本条例の検証を行ったことを記載しております。

続きまして、「2. 自治基本条例の検証について」では、検証を行う根拠や、本委員会の説明、また、どのように検証を行っていったかを記載しております。

次は「3. 検証結果について」でございます。ここでは、前回の委員会でいろいろ御議論いただきました内容につきまして、記載しております。この部分についてはもう少し詳細に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「① 自治基本条例の検討及び見直しについて」でございます。前回の第1回委員会におきまして、御意見や修正案等がある場合は10月14日までに事務局のほうまでご報告をお願いしておりましたが、委員の皆様からは特に御意見等はございませんでした。従いまして、本条例については、社会情勢の変化などにより必要と考えられる条項は既に整備されており、各条文もまちづくりを進める上で基本ルールとして適切に表現されていることから、変更や修正の必要性はないとの結論に至ったという内容で記載しております。

続きまして、「② 自治基本条例の効果について」でございます。条例の効果を確認することも検証であるという御意見を前回の委員会でいただいておりますので、これに沿って記載したものでございます。

まず、市の重要な計画等を定める際には市民アンケートやパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取するとともに、審議会等を開催する場合は公募の委員を加えるように努めております。自治基本条例施行後に、市民に参加していただいて策定された主な計画等としては、『第4次総合計画』、『近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本構想』、『女性行動計画』、『子ども・子育て支援事業計画』、『老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画』、今年度完成を予定しております『水道ビジョン』があり

ます。また、条例施行後に、公募委員の方に参加いただいて審議会等を開催している件数が、その下の表でございます。

次に、自治基本条例の理念をもとに制定いたしました条例や制度としては、次の4点を挙げております。まず、『公益通報に関する事務取扱要綱』を平成24年に制定しております。これは条例第23条、公益通報の条項に基づくものであります。

続きまして、『業務継続計画〔BCP〕』を平成25年に策定しております。こちらは地震に被災した場合に、いかに速やかに重要業務を復旧していくかを定めた計画でありまして、条例第24条、危機管理の条項に関連するものであります。

続きまして、平成27年には『手話に関する基本条例』、また平成28年には『犯罪被害者等支援条例』を制定しております。こちらは条例第5条、市民の権利という条項に基づいて制定したものであります。

次に、市民と協働、官民連携して実施している施策として次のようなものがございます。

まず、『まちづくりアイデアサポート事業』でございます。

続きまして、『自治会との協働による防犯灯LED化事業、防犯カメラ設置事業』です。防犯灯のLED化事業につきましては、自治会の協力により平成25年から実施しており、約8,000基あった蛍光灯の防犯灯が、現在、99%以上LED化しております。また、防犯カメラ設置事業につきましては、平成28年度から始まった事業でございます。今年度は40の自治会において62台の防犯カメラを設置しております。

続きまして、『消防団との連携による空家調査事業』です。空家問題は、全国の自治体で課題となっておりますが、当市は地元詳しい消防団と連携して空家調査を進めております。約3,300件ある調査対象のうち、現在は3,000件程度の調査を終了しており、残りの調査も進めている状況でございます。

続きまして『ネーミングライツ』をやまと郡山城ホールや総合公園施設市営球場において実施しております。ネーミングライツというのは、施設の名前に会社名などを付与する命名権の取引のことですが、市にとっても新たな収入源の確保となっております。

続きまして、『金魚マイスター、郡山城天守台石垣の語り部』ですが、これらは市民の方に応募していただき、参加していただいているものでございます。金魚マイスターについては、金魚のあらゆる知識を有し、金魚の文化を市内外に広めるといった目

的で行っております。平成27年度は29人の市民の方が認定を受けられました。今年度は28人の市民の方が受講されております。郡山城天守台石垣の語り部については、郡山城の歴史的な価値を市内外に発信していくという目的で、現在99名の市民の方に受講していただいているところでございます。

これらの施策の中で、まちづくりアイデアサポート事業は市民が自主的なアイデアに基づいて、無償の労力提供を基本としてまちづくりに主体的に参加していただき、市民グループの公益活動に関する費用の一部を支援している事業でございます。平成18年度から実施しておりますが、開始当初は10団体ほどで件数は推移していたのですが、条例施行後である平成24年度以降は、毎年件数が増え、今年度は32団体に支援をさせていただいている状況でございます。

次に、『③ 自治基本条例検証委員会からの意見について』でございますが、前回の第1回委員会におきまして、いただいた御意見を記載しております。

まず、1点目は、自治基本条例が市民の方に知られていない、認知度が低いのではないかと御意見をいただいたことから、まちづくりを進めていくには自治基本条例の基本理念やまちづくりの基本原則を広く市民の方に知っていただくことが重要であり、手段を工夫し、周知に努めることを求めるという意見を記載しております。

続きまして2点目でございますが、住民投票制度については、重要な論点が多くあり、慎重な議論が必要であることから、早急に設ける必要はないという意見を記載しております。

次に、『④ 自治基本条例逐条解説書の修正について』でございます。これにつきましては、第1回委員会で説明させていただいたとおりでございます。まず、第17条、出資法人等に対する指導の解説につきましては、公益法人制度の改革や土地開発公社の解散がございましたので、現状に合わせて修正をしております。第20条、個人情報の保護の解説につきましては、マイナンバー（個人番号）制度が開始したことにより、必要な部分を追加しているものであります。第23条、公益通報、続いて第32条、条例の検討及び見直しの解説につきましては、条例に基づき委任された要綱が整備されたことにより、必要な部分を追加しているものでございます。

続きまして、「4. まとめ」になっております。内容は、『大和郡山市自治基本条例の規程に基づき、本条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるか、社会情勢等の変化に伴う適合状況、他市条例の見直し状況及び本市条例との比較、本条例の

効果や課題等、幅広い視点から慎重に議論し、検証を行いました。検証の結果、現時点においては、本条例を見直す必要性はないとの結論に至りました。その主な理由としては、社会情勢等の変化などにより必要と考えられる条項は既に整備されていることや、審議会等への公募委員参加、本条例の理念に基づく制度等の構築並びに市民との協働による施策の実施等の効果が現れていることが挙げられます。その一方で、本条例の市民への認知度という課題が明確になりました。認知度が低いという点は、委員全員が感じており、市民が主体的に参加、参画し、まちづくりを推進していくためには、より一層の周知に努める必要があります。今後も、更なる市民の参加、参画や市民との協働の推進に努め、市民への自治基本条例の理念の浸透、認知度の向上を図り、市民主体の自治の実現を目指していただきたいと考えます。』としております。

最後に、参考資料といたしまして、本委員会の委員名簿、開催の概要、運営要綱を添付しております。

長くなりましたが、以上でございます。

**○A 委員長** ありがとうございます。では、ただいま説明していただいた内容について委員の皆様から御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。前回の委員会の意見を反映していただき、検証とは、あら探しをするのではなく、効果を見ていくことも大切なことであるということでしたので、答申書（案）では具体的な成果について列挙していただいています。

あとは、制度の変更等に伴って逐条解説書の修正があるということでした。

特に御意見はないでしょうか。大和郡山市の自治基本条例は、先行していた自治体の事例を参考に、必要な事項を取り入れているので、今回については見直しの必要性はないという判断でも結構です。

私から1点だけ確認をしたいのですが、「3. 検証結果について」の②で、市の計画等の一つで『水道ビジョン』がありますが、委員は公募じゃないのですか。市民が参加という記載になっていますが、これは公募じゃないということですか。

**○事務局** この件につきましては、水道料金を完納されている市民の方から選考させていただいており、公募ではないため、このような記載になっております。

**○A 委員長** ということは、水道の利用者の代表というような形で参加いただいているわけですね。わかりました。

それでは、感想でも結構ですので、各委員から一言ずつでも賜りたいと思います。B

委員、何かございますか。

○B委員 前回の皆さんの御意見を反映していただいているし、この答申書（案）の内容でいいと違いますか。それ以外は特にございません。

○A委員長 C委員はいかがですか。

○C委員 文書の体裁なんですけど、「3. 検証結果について」の②と③の下の階層の各項の番号表示にあたるところがそれぞれ『○（まる）』になっていますが、例えば、『ア、イ、ウ…』とかにしたほうが良いのではないのでしょうか。

○事務局 『ア、イ、ウ…』という記号標記に修正させていただきます。

○A委員長 では、修正をお願いします。御意見ありがとうございます。

D委員はいかがですか。

○D委員 私、前回に住民投票制度について聞いたのですが、その部分も記載されていますし、修正などは特にないです。

○A委員長 ありがとうございます。E委員はいかがですか。

○E委員 ございません。

○A委員長 F委員はいかがですか。

○F委員 事前に送っていただいた資料を見ていましたが、特に修正はありません。自治基本条例を市民の皆さんに知ってもらう方法としては、広報紙に毎月、条例の各条項の説明を1条ずつ連載していくのもいいかと思います。

○A委員長 そうですね、いきなり条例を全部載せるのではなく、例えばテーマごとに載せていくのもいい方法ですね。貴重な御意見ありがとうございます。

G委員はいかがですか。

○G委員 修正などは何もありませんが、この機会に自治基本条例というものに携わらせていただいて、良かったと思っております。ありがとうございます。

○A委員長 H委員はいかがですか。

○H委員 修正等ございませんのでこれで結構です。前回に市民に周知されていないのではないかという意見を述べさせていただいたんですが、答申書（案）にはその記載があり、また周知する工夫をしていただけるということなので、納得のできる内容にさせていただきました。ありがとうございます。

○A委員長 ありがとうございます。委員の皆さんから、この答申書（案）でいいというご意見をいただきました。項番号の表示だけ一部『○（まる）』から『ア、イ、ウ

…』に変更いたします。その部分だけ修正ということをお願いします。

その上で皆さんに、委員会の総意として、この答申内容でよいかということを確認したいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ということで、当委員会として承認といたします。

それでは、この答申書(案)ですが、これをもって本委員会の答申といたします。事務局として何かありますか。

**○事務局** 本日は答申書を御承認いただきまして、ありがとうございます。軽微な修正でしたので、この後、早速修正をさせていただきます。

本日、本委員会の委員の皆様がお揃いですので、この後、修正が済み次第、委員長から市長へ答申をしていただく予定をしております。その後、12月市議会定例会で、本日の答申を報告する予定をしております。

それでは、これもちまして第2回大和郡山市自治基本条例検証委員会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。